

特定非営利活動法人まちづくりスポット

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、特定非営利活動法人まちづくりスポットにおいて行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、特定非営利活動法人まちづくりスポットの全ての役員及び職員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。）に対して適用する。

(管理責任者)

第3条 この規程の管理責任者は、会計担当理事とする。

第2章 電子取引データの取扱い

(電子取引の範囲)

第4条 当団体における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- 一 EDI取引
- 二 電子メールを利用した請求書等の授受
- 三 ウェブサービスを利用した請求書等の授受
- 四 クラウドサービスを利用した請求書等の授受
- 五 ペーパーレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用した請求書等の授受
- 六 USBメモリやDVDなどの記録媒体を利用した請求書等の授受

(取引データの保存)

第5条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第6条に定めるデータについては、保存サーバ内に10年間保存する。

(対象となるデータ)

第6条 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

書類の名称・内容	保存先
契約書	サイボウズ Garoon 「ファイル管理」にて保存。 訂正削除の記録を残す方式で運用
見積書	
注文書	
請求書	
領収書	
支払明細書	
取引明細書	
納品書	
送付状	
契約書 (控)	
見積書 (控)	
請求書 (控)	
納品書 (控)	
領収書 (控)	
事前費用申請	
支払申請	
仮払申請	
備品／消耗品購入申請	
国内出張申請	
旅費／交通費精算 (近郊)	
出張旅費精算伝票	
振替受払通知票	
払込取扱票	
インターネットバンキングによる取引情報	
小切手	
約束手形	

(運用体制)

第7条 保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

- 一 管理責任者 理事 (会計担当理事)
- 二 処理責任者 事務局職員 (マネージャー)

(訂正削除の原則禁止)

第8条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第9条 保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、下記の内容を記載もしくは利用サービスで自動記録する。

(ア)対象の情報を識別する ID

(イ)訂正・削除日付

(ウ)訂正内容

(エ)処理担当者名

- 2 訂正の申請を受けた承認者は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。
- 3 承認者が承認した場合、訂正の内容を確定情報として扱うものとする。
- 4 事後に訂正削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

附則

(施行)

第10条 この規程は、2022年3月25日から施行する。

2 この規程は、2022年12月23日から改定施行する。

3 この規程は、2024年5月31日から改定施行する。